

大学の専門教科での授業

学校名	教科名	対象学年	受講者数	授業日
1. 奈良女子大学	消費者法	2年生	31名	7月11日
2. 奈良女子大学	専門職論	1～4年生	4名	12月9日
3. 奈良教育大学	家庭科教育法 (中学校課程)	3年生	7名	10月29日

<奈良女子大学 奈良県消費生活センター見学>



<概要>

1. 奈良女子大学 「消費者法」 7月11日 実施

内 容

1. 講義

(相談員より) 消費生活センターと消費者行政、消費者に関する法律、相談の状況(件数・内容)、若年者の消費者トラブル事例の紹介、映像「消費者トラブルとさようなら」視聴、エステの中途解約料の計算方法(商品テスト係より)商品テスト業務について、衣料品の苦情処理事例の紹介

2. 見学: 啓発コーナー、相談室、テスト室

授業の概要

- ◆ 毎年、消費者法の授業の中で、裁判外紛争処理機関(ADR)の1つとして消費生活センターを見学されています。授業の目的に合うように、見学と講義で消費生活センターの事業内容や相談の実態、消費者トラブルをどのように処理しているかを知ってもらうようにしています。
- ◆ 相談員からは、相談の実態と若年者に多いトラブル事例を具体的に紹介しながら、消費生活相談処理について説明しました。さらに、奈良県で制作した映像教材「消

「消費者トラブルとさようなら」より、エステティックの契約トラブル「無料格安にご用心」を視聴し、中途解約手数料の計算方法について説明をしました。学生にとって身近なエステが、特定商取引法の規制対象であること、どのような規制なのかを実感してもらえたのではないのでしょうか。

- ◆ 商品テスト担当者からは、業務内容と衣料品のトラブル事例と処理方法について説明しました。
- ◆ 消費生活センターの名前だけは知っていても、どこにあって何をしているかを具体的に知らない人が多いようです。今回の見学によって、消費生活センターや消費者トラブルへの理解を深め、今後の学びに行かされることを期待しています。

2. 奈良女子大学 「専門職論」 12月9日 実施

内 容

消費生活センターと消費者行政、消費者に関する法律、相談の状況（件数・内容）、消費者トラブル事例の紹介、映像「消費者トラブルとさようなら」視聴、消費生活相談処理の具体例、商品テストについて、消費生活分野の職業と関連資格について

授業の概要

「専門職論」の授業は、専門職やスペシャリストへの道を、各分野で活躍している人の話を聞きながら考える科目で、様々な職業の人が1コマずつ授業を担当します。当センターからは、消費生活相談員が、「消費生活の安全を守る 消費生活センター・消費者行政の仕事」というテーマで授業を行いました。受講者は少なかったですが、熱心に授業を受けていました。受講者からは、資格取得と就職の関係について質問がありました。

3. 奈良教育大学 家庭科教育法（中学校課程） 10月29日実施

内 容

消費者行政と消費者トラブル、消費者問題の発生要因と消費者の権利と責任
知っておきたい消費者知識（契約、トラブル事例）
中学校での消費者教育事例紹介

授業の概要

- ◆ 中学校課程の家庭科教育法の授業の中で、「消費生活分野」を担当しました。限られた時間でしたが、教師として知ってほしい内容を選びました。まず、消費者問題の事例を紹介しながら、消費者行政の役割、消費生活センターの業務内容、消費者の権利と責任について説明をしました。
- ◆ 消費者トラブルの実態のところでは、成人直後に相談件数が増えること、2022年4月に成年年齢が18才に引き下げられることによって、より低い年齢でトラブルが増えることが懸念されることを話しました。成人する前に消費者教育を行う

必要があり、中学校での消費者教育が重要であることを伝えました。

- ◆ 生徒に身につけてほしい消費者知識として、契約の基本、クーリングオフ制度、インターネット取引に関わるトラブルについてとりあげました。説明は、実際に当センターが中学生対象に行っている授業の形式で、使用しているワークブックを使いながら行いました。
- ◆ 学生は終始熱心に授業を聞いていました。架空請求メールの事例の紹介をした時に、受け取ったことがあるという学生が2名あり、その時の様子を話してくれました。この事例をきっかけに、受講者が消費者トラブルは身近なものだと実感したようで、その後、授業態度が変化したと感じました。
- ◆ 消費者トラブルを自分事として捉えること、教師として消費生活分野の授業の際には生徒に実感をもってもらえるように工夫すること、教材や情報の集め方、消費生活センターを活用することを伝えました。